

泉区民ギャラリー展示募集案内

1 設置場所及び展示スペース

次の各駅構内に設置のギャラリーショーケース内とする。(資料1、2のとおり)

- (1) 中田駅 横浜市泉区中田南三丁目1番5号
- (2) 立場駅 横浜市泉区中田西一丁目1番30号

2 利用対象団体

泉区の文化の発展と区民が文化に親しめることを目的とした、次の各号の要件すべてを満たす団体とする。

- (1) 主に泉区内で活動している団体であること。
- (2) 参加を希望する区民が、いつでも加入できる団体であること。
- (3) 営利、宗教、政治等を目的とした団体又は暴力団等反社会的勢力でないこと。

3 利用期間

- (1) 区民ギャラリー展示日程(資料3)のとおり、基本的に1コマ15日間とし、年間の利用上限は1団体2コマとする。ただし、区役所が使用する場合は、この限りではない。
- (2) 搬入は利用期間の初日14時以降に開始し、搬出は最終日の11時までに完了する。

4 利用料金

原則として無料とする。

5 利用許可の基準

- (1) 公共の展示スペースを利用する展示として、内容及び利用方法が適切であるもの
【例】写真、絵画、工作物、手工芸品などの文化的作品の展示
- (2) 区民ギャラリーを破損、汚損する恐れがないもの
- (3) 動植物、液体、水気のある(乾燥していない)ものではないもの
- (4) 悪臭や害虫が発生しないもの
- (5) 著作権やその他の法令に抵触しないもの
- (6) 生徒の募集や商品の宣伝行為、物品販売等の営利目的とならないもの
- (7) 宗教や政治活動等につながらないもの
- (8) 特に泉区長が認めたもの

6 利用申込方法

利用団体は区役所1階いずみ区民活動支援センター、区内地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ等の区民利用施設で配布する必要書類に記入し、締切日【必着】までに、(2)の申込先にFAX、メールに添付または、持参する。(必要書類はいずみ区民活動支援センターホームページからダウンロードも可能)

- (1) 必要書類
ア 泉区人財バンクに登録をしている団体の場合

「泉区民ギャラリー展示申込書」

イ 泉区人財バンクに登録をしていない団体の場合

「泉区民ギャラリー展示申込書」、「(団体) 活動状況説明書」

ウ いずみ区民活動支援センターは、必要に応じて、団体及び団体の活動内容を確認するため、当該団体等に対して展示等に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

(2) 申込先

〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1 いずみ区民活動支援センター 区民ギャラリー担当

電話：800-2393 FAX：800-2518

Eメール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp

7 利用希望期間が重複した際の取扱い

- (1) 利用は2箇所同時に展示する団体の利用を優先する。
- (2) 利用希望期間が重複した場合は、いずみ区民活動支援センターが日程調整を行うものとする。
- (3) 日程調整が困難な場合は、いずみ区民活動支援センターが抽選を行い、利用団体と展示期間を決定する。

8 利用許可決定及び通知

利用許可の決定は、いずみ区民活動支援センターが通知する。

9 展示作業の実施

利用団体は、原則として次の各号のすべてについて順守し、展示作業を行うものとする。

- (1) 作品の搬出入、展示・撤去は利用団体が行い、展示作業のための脚立は原則として利用団体で用意すること。なお、ショーケース内は土足禁止とする。
- (2) 団体名・展示責任者名、題名・作者等や「仲間を募集しています」等、展示の目的がわかるものを表示し、展示中の作品の管理は利用団体が行うものとする。
- (3) 作業は、利用期間内で各駅の営業時間内において、通行人や駅利用者等に支障が生じないよう配慮して行うこと。安全面を考慮し、2名以上で作業すること。
- (4) 搬出入に車両を使用する場合は、駐車場を利用すること。
- (5) 展示内容については正面から撮影した写真を各駅1枚ずつ、展示作業終了後、速やかに提出すること。(概ね3日以内にデータをメールに添付するなどして提出)
- (6) 展示は、壁面上のレールにあるフックを用いて懸垂式の展示及びショーケース内にある棚板を利用した展示のみを行うものとする。
- (7) ショーケースや備品の破損、汚損等があった場合は、直ちにいずみ区民活動支援センターに報告し、原状回復を行うこと。
- (8) 展示終了時は鍵の貸出時に渡す掃除道具を使用してショーケース内及び下の用具入れを清掃すること。

10 その他

- (1) 展示作品の破損・汚損・盗難・紛失等について、いずみ区民活動支援センターは責任を負わないものとする。

- (2) 利用団体は故意又は過失により区民ギャラリーを破損した場合は実費を弁償しなくてはならない。
- (3) 展示作業及び展示物に係る傷害及び損傷等の保険は各団体が加入し負担するものとし、いずみ区民活動支援センターは責任を負わないものとする。
- (4) 利用にあたり疑義が生じた場合は、団体展示責任者といずみ区民活動支援センターは協議し、利用団体はその協議の内容に従い、いずみ区民活動支援センターの指示に従うものとする。
- (5) 利用許可の基準に反する場合は、いずみ区民活動支援センターは利用許可を取り消すとともに、利用団体に対して、直ちに展示を中止することができる。
- (6) 展示作品に、著作権・肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、いずみ区民活動支援センターは一切の責任を負わない。第三者との間で紛争が生じた場合、各団体の責任と費用により当該紛争を解決するものとする。

11 参考

立場駅区民ギャラリー

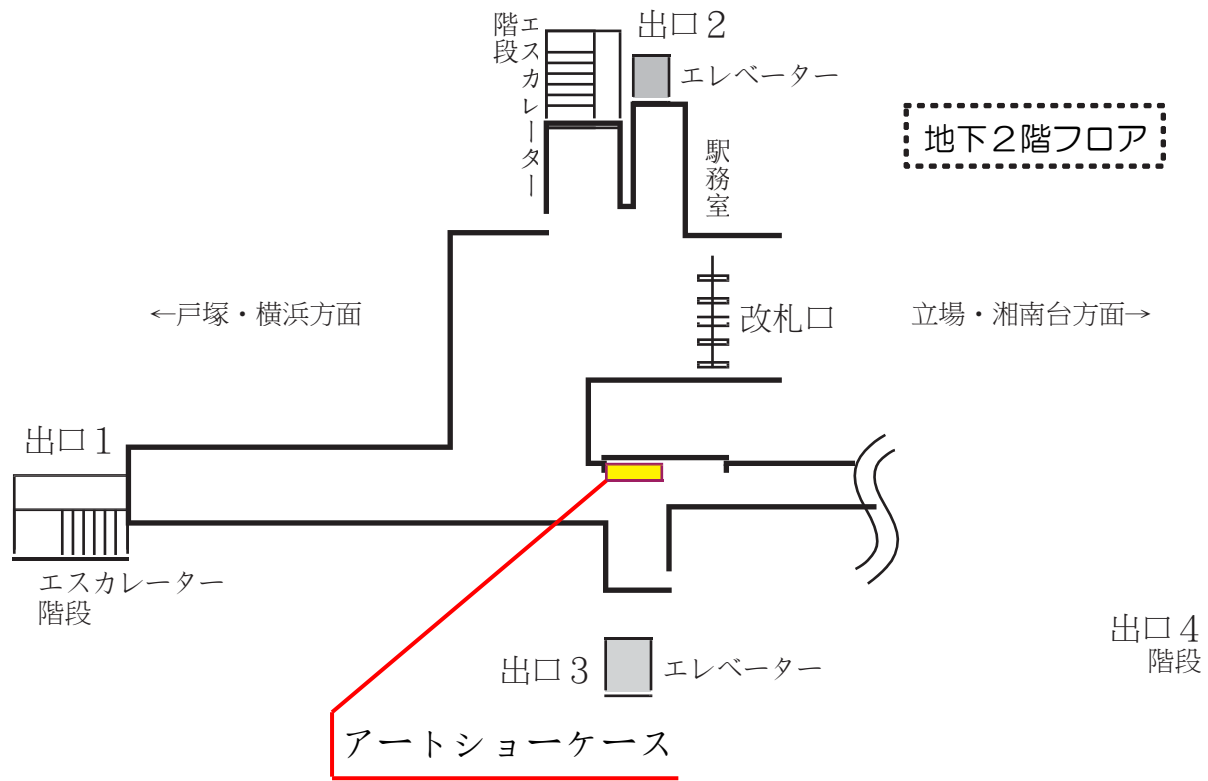


中田駅区民ギャラリー



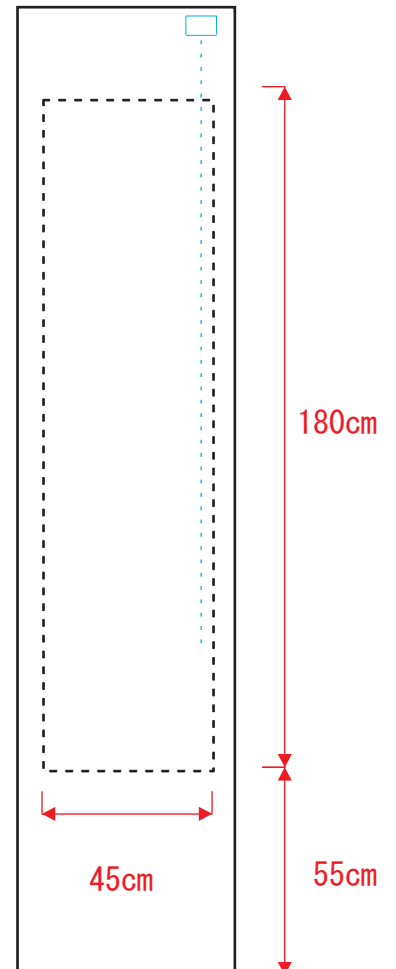
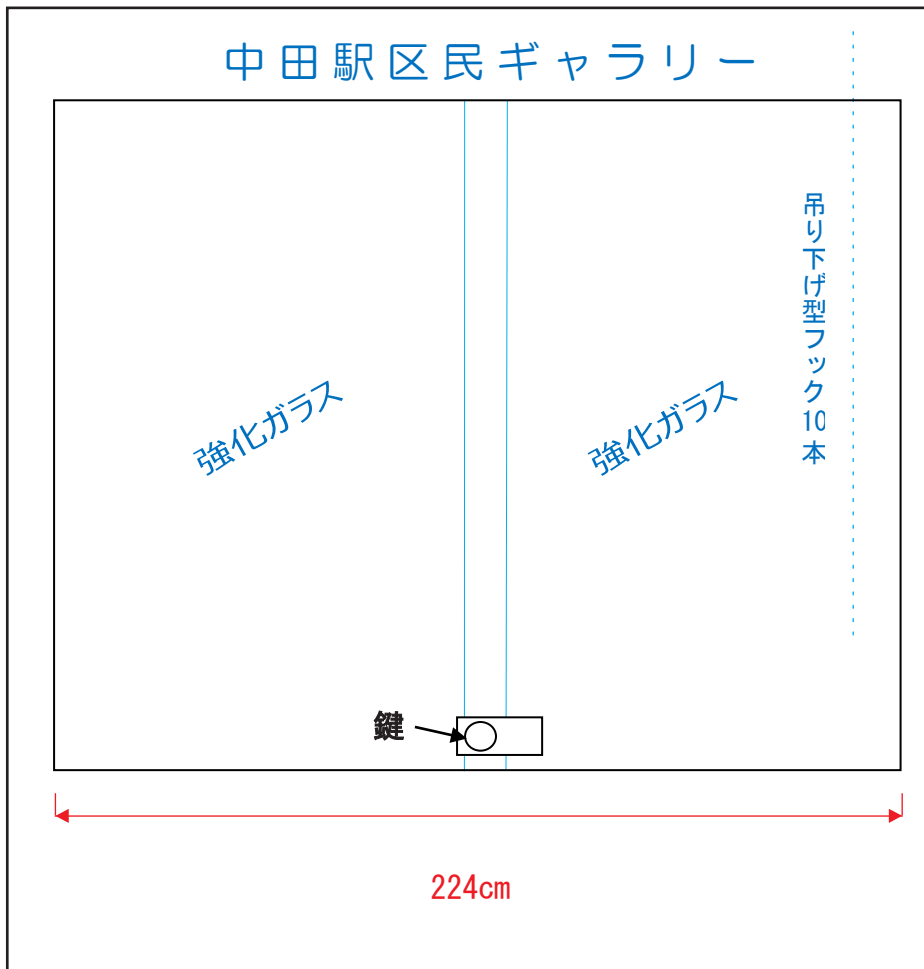
中田駅「泉区民ギャラリー」設置図

(資料1)



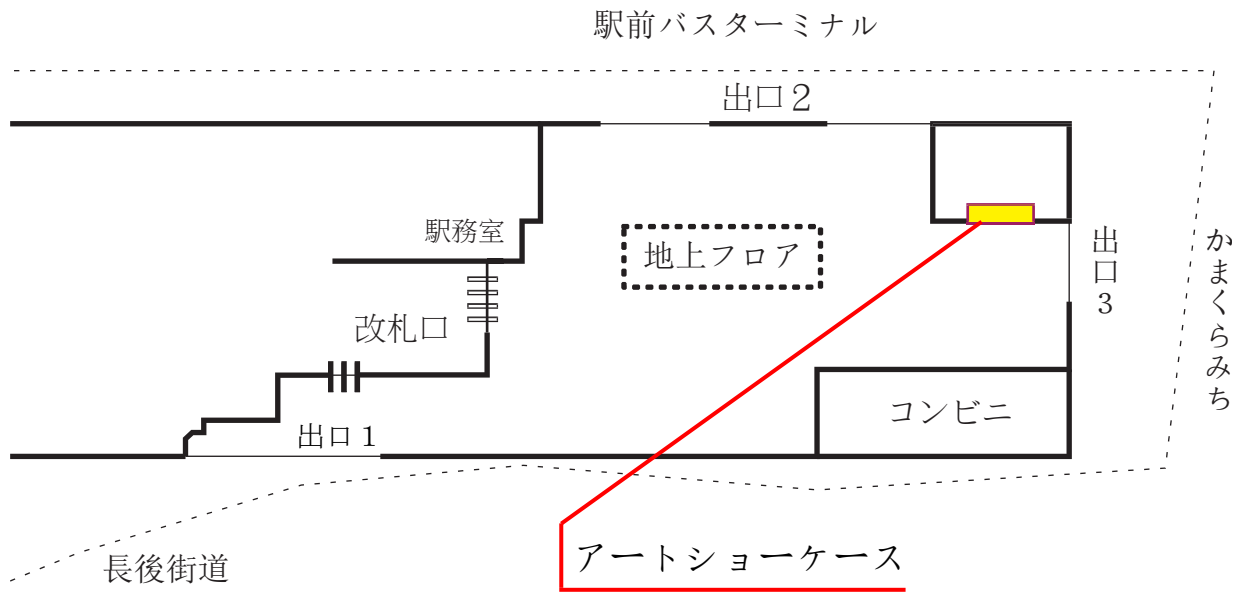
(正面寸法)

(側面寸法)



立場駅「泉区民ギャラリー」設置図

(資料2)



(正面寸法)

(側面寸法)

